

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見提出者の一覧
(実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等)

(受付順、敬称略)

意見提出者(計4件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成27年2月17日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
2	平成27年2月17日	ワイモバイル株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
3	平成27年2月17日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
4	平成27年2月17日	株式会社TOKAI コミュニケーションズ	代表取締役社長	鴫田 勝彦

意見書

平成 27 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいいちりしまりやくしやちよう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 27 年 1 月 27 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. はじめに

現在の電気通信市場は、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、以下のとおり、メタル回線を用いている固定電話（NTT 東・西加入電話・ISDN、直収電話の合計）は減少を続ける一方、FTTH 契約数は依然として増加傾向が続いております。

（単位：万契約）

	H22年3月末	H23年3月末	H24年3月末	H25年3月末	H26年3月末
固定電話	4,241 (▲8%)	3,870 (▲9%)	3,521 (▲9%)	3,204 (▲9%)	2,941 (▲8%)
FTTH	1,780 (+19%)	2,022 (+14%)	2,230 (+10%)	2,385 (+7%)	2,532 (+6%)

※電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成26年度第2四半期（9月末））より

※（）内の数字は、前年同月比

このようにメタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、接続専用線をはじめとするレガシー系サービスに係る接続料の急激な上昇には一定の配慮が必要なものの、競争を維持しつつ利用者利便を確保しながら、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。

また、マイグレーションの促進や競争促進のためには、光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、利用者利便の向上につながると考えます。

2. 各論

○ドライカップ接続料について

今回申請された平成27年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、「メタル回線のコストの在り方について報告書」（平成25年5月）を踏まえた施設保全費等の配賦方法の見直しやメタルケーブルの耐用年数の見直しが行われたことにより、NTT 東・西ともに前年度に比べ低減しています。

一方で、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、我が国の経済活性化と国民生活の向上を図るため、「日本再興戦略」において、「世界最高水準のIT社会の実現」が掲げられている中、今後のアクセス回線として中核を担う光ファイバについては、今回申請された平成27年度接続料が、NTT 東・西ともに前年度に比べ上昇するといった「逆転現象」が生じています

ドライカップ接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、一定の抑制措置を講ずることにより接続料の上昇を緩和することについては必要と考えますが、ドライカップ接続料が低減化しているにも関わらず、本来低廉化すべき光ファイバ接続料が上昇に転じるのであれば、「メタル回線のコストの在り方について報告書」（平成25年5月）において、光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合に措置の実施が適当とされた激変緩和措置が、現実に照らして不十分な措置状況になっていると考えられるため、追加の激変緩和措置を行い、更なるマイグレーションの促進や競争促進のために、光ファイバ接続料の継続的な低廉化を維持すべきと考えます。

具体的には、昨年度、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しによる費用影響及び平成25年度の乖離額の見込額を踏まえた上で激変緩和措置を講じて、前年度よりも低減するように平成27年度接続料が算定・認可され

ておりますが、今回の光ファイバ接続料の上昇の主要因が、費用に含まれる報酬が大きく増加したことにより生じた乖離額の見込額と実績値との大幅な差分であり、本事象については、当時見込まれていなかったものであることから、追加の激変緩和措置を講じることによって、光ファイバ接続料の低廉化を維持すべきだと考えます。

○通信路設定伝送機能について

今回申請された平成 27 年度の通信路設定伝送機能の接続料は、前年と比べると NTT 東日本で 168%、NTT 西日本で 121%（高速デジタル 6M、エコミー以外、タイプ 1-1、同一 MA 内）と、NTT 東・西共に前年に比べ大幅な上昇となっております。

平成 26 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申の考え方を踏まえ、接続料の認可申請前の段階（H26 年 10 月末）で、接続専用線に係る原価及びその内訳、機能別回線数、単価（H27 年度接続料算定に係るもの）が新たに開示されたことは、接続事業者の予見性を高める方策としては評価できるものであり、来年度以降も継続して開示される必要があると考えます。

しかしながら、接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げや利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退する事態も想定されるため、NTT 東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。

○中継光ファイバ等における光ファイバケーブルの耐用年数の見直し

光ファイバケーブルの耐用年数については、平成 20 年度に 10 年から架空 15 年、地下 21 年、海底 13 年に見直された以降、見直しが行われておりません。

耐用年数については、「メタル回線のコストの在り方について報告書」（平成 25 年 5 月）でも考え方が示されているとおり、接続料算定の適正化を図る等の観点から、「NTT 東西の電気通信事業会計及び接続会計における減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である」とされています。

今般、「長期増分費用モデル研究会」報告書（平成 27 年 1 月）において、光ファイバケーブルの耐用年数が、最新の撤去実績等に基づき、再推計を行なった結果、架空 17.6 年、地下 23.7 年に伸びており、光ファイバの耐用年数として当該実績を用いることが適当との考え方が示されたことから、接続料算定の適正化等を図る観点を踏まえ、光ファイバケーブルの耐用年数について実態に合わせて見直すべきです。

これは、平成 26 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申において、「光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRIC モデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる」との考え方にも合致するものと考えます。

○光ファイバに係る加算額・各種工事費について

接続事業者による光ファイバサービスは、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。

今回、屋内配線工事に係る作業時間の再計測・見直しにより屋内配線工事費の低減化が図られておりますが、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額については、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアアクセス方式で負担する接続料トータルで更なる低廉化を図っていくことが重要

です。

<光屋内配線加算額算定に用いる光屋内配線の平均的な使用年数の見直し>

光屋内配線の平均的な使用年数（10年）については、平成22年度に当該接続料が初めて設定されてから一度も見直しがなされておきませんが、平成26年3月31日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申において、「平成22年3月29日付け当審議会答申に示したとおり、基本的に、当該使用年数は常に実態に即した値を用いることが必要である。光屋内配線について光ファイバが壁内に収容されるケースが増加し、平均的な利用期間が伸びていることが想定されるとの接続事業者の指摘を踏まえ、NTT東西において、まずは平成26年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である」との考え方が示されております。

光屋内配線加算額は、10年（平均的な使用年数）に1度光屋内配線が故障する前提で、当該故障対応に係る費用（保守費相当）を10年で除して月々の接続料として負担しているものです。当然、光屋内配線の平均的な使用年数が長くなれば、それだけ故障対応に係る費用も減少しているはずであり、接続料算定の適正化等を図る観点から、実態に合わせて適宜見直されるべきです。

まずは、NTT東・西において、平成26年度中に把握した実態を総務省や接続事業者の説明し、平均的な使用年数に変化があるのであれば、平成27年度接続料から実態に即した値に見直すことが必要です。

<光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や光屋内配線工事費等の算定に用いる作業時間について>

平成26年3月31日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申を踏まえ、NTT東・西において、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や光屋内配線に係る工事費の算定に用いる作業時間の再計測を実施したところ、主に工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されているかないかという違いにより、大きく屋内配線工事の作業時間が異なることが判明しました。

NTT東・西は、「光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間及び光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間については、平成21年度に特別調査にて把握したのですが、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、適正である」と主張し続けておりましたが、今回、再計測を実施したからこそ、新たな工法の開発等がなくとも作業時間が大きく変動する要因が明らかになり、光屋内配線に係る工事費の大幅な低廉化、ひいては、接続料算定の適正化が図られたところです。

今回、工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されているかないかという違いにより、大きく屋内配線工事の作業時間が異なることが明らかになっており、この配管設置有無の比率によって、屋内配線工事の全体の作業時間が大きく変動することから、NTT東・西においては、引き続き、配管設置有無の比率の実態を調査し、毎年度の接続料算定に反映させることが必要だと考えます。

また、新たな工法の開発などの環境の変化がない場合においても、今回のように、NTT東・西が認識していない作業時間の変動要因が判明する場合があるため、例えば、3年～5年毎に再計測を実施する等、予め実施期間を定めて定期的に作業時間の再計測を実施する仕組み作りが必要と考えます。

以上

意見書

平成27年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0021

とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋1-9-2
氏 名 ワイモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 渉外室

mail :

TEL :

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成27年1月28日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「実績原価方式に基づく平成27年度の接続料等の改定等」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下の項目について、当社の考えを申し述べます。

1. 接続料

■PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失（NTT東殿：24億円、NTT西殿：40億円）が接続料規則第3条ただし書にて、接続料原価に算入されておりますが、接続料上昇の一因となっております。

平成27年2月3日に開催されたNTT東西殿の説明会にて、平成26年度の間接決算では、NTT東殿：79億円、NTT西殿：80億円を計上しているとの説明があり、平成27年度以降も同様な特別損失の計上が発生する可能性があります。第一種指定電気通信設備の維持・運営のための費用と理解はしているものの、接続料水準の変動は事業計画に影響を及ぼすことから、PCB廃棄物処理事業者との交渉状況、処理の規模に起因するとは思いますが、予見性確保の観点から、何年度まで発生する見込みがあるのか等、今後の見通しを可能な限り情報開示すべきと考えます。

また、需要減少傾向の接続料については、急激な接続料上昇を招くことになりかねないため、上昇を抑制する激変緩和措置など、接続事業者へ配慮した措置を講じる必要があると考えます。

■中継光ファイバ、局内光ファイバの耐用年数について

平成27年1月の「長期増分費用モデル研究会」報告書において、光ケーブルの経済的耐用年数については、最新の撤去実績に基づき推計を行った架空17.6年、地下23.7年とすることが適当であると示されました。

平成26年3月31日付けの「実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等」答申の考え方5において、「光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定することが適切」と示されていることから、中継光ファイバ、局内光ファイバ等の光ファイバ設備に係る耐用年数（現行：架空15年、地下21年）について、平成27年度から見直すべきと考えます。

2. その他

■コロケーション費用等

平成27年度適用の設備保管料におけるDC48V電気料の料金額は、NTT東殿：約5%（東京・神奈川エリアの平均料金額）、NTT西殿：約14%（大阪・愛知エリアの平均料金額）と共に上昇しております。平成26年8月、10月、12月には一部の電力会社が電気料金の値下げを実施しておりますが、今年になってからは一部の電力会社が再値

上げを検討しているなど、予見することはかなり困難な状況です。

電気料はコロケーション費用総額の約5割を占めており、電気料の増減率は重要な指標となるため、予見性確保の観点からも、四半期毎もしくは半期毎に電気料の増減率が予測可能となるような情報（電力会社への支払額、調整額等）を開示すべきと考えます。

また、NTT東西殿の電気料金支払い額の増減率とコロケーション電気料単価の水準は異なる場合があります、電気料の水準が適正か検証する必要があると考えます。検証にあたっては、電気料金支払い額の詳細な内訳（オフィス、GC局等）を開示すべきと考えます。開示できない場合は、総務省殿への報告等で検証していただきたいと考えます。

■写真による施工結果確認について

平成26年6月より、自前工事における施工結果確認の新たな手続きとして、「写真による施工結果確認」が追加され、接続事業者にて現地確認と写真確認を選択することが可能となりました。自前工事の日程調整、作業の効率化に大変有効な手続きとなりますので、現行の対象範囲である架内工事だけでなく、架外工事も適用となるように対象範囲の拡大についても検討していただきたいと考えます。

また、あわせて、選択肢の一つとして、NTT東西殿、接続事業者の稼働時間の効率化を図るために、例えばWEBカメラ等によるリアルタイムでの施工結果確認等、安心安全の観点も考慮しつつ、柔軟かつ効果的な新たな手続きの実現についても検討していただきたいと考えます。

なお、現行の写真による施工結果確認費用は実費となりますが、予見性確保の観点から、事例の作業時間をもとにして単金を設定していただきたいと考えます。

以上

意見書

平成 27 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 27 年1月 28 日付けで公告された接続約款の変更案(実績原価方式に基づく平成 27 年度の接続料の改定等)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「実績原価方式に基づく平成 27 年度の接続料の改定等」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

実績原価方式に基づいて算定されているメタル回線や専用線等のレガシー設備接続料については、今後更なる需要減少により接続料の上昇が見込まれ、また現に一部の専用線においては接続料とユーザ料金が逆転する事象も発生していることから、ユーザ料金の値上げ等ユーザに直接的な影響を及ぼす可能性があります。加えて、専用線については、金融機関、消防機関等公共性の高いユーザが中心であり、帯域保障等の安定性や提供エリアの観点から代替となる回線がなく、専用線を使い続けざるを得ないケースも存在するため、接続料の上昇は社会に大きな影響を及ぼしかねない深刻な問題と考えます。

このようにユーザに直接影響を及ぼしかねない問題であることから、その影響を最小限に抑えるためレガシーサービスから代替サービスへの移行を促進するとともに、代替サービスがない提供エリアでのサービス維持方法や廃止といったサービスそのものの在り方について、総務省殿、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)並びに接続事業者等の関係者で議論する場を設けることが適切と考えます。

なお、議論に当たっては、需要・コストに係る長期的な予測を含めた接続料水準等を共有し、接続料算定方法の在り方等、総合的な視点で検討する必要があると考えます。

【各論】

1. 施設保全費の適正性検証

弊社共は、NTT 東西殿に対し加入者回線に係る施設保全費について、その適正性検証の観点から、定期点検の頻度やその費用について情報提供を求めましたが、NTT 東西殿において経営情報に当たるとの判断をされたため、ご提供頂くことは出来ませんでした。

しかし、施設保全費について、目的別(定期点検、故障復旧対応、支障移転対応等)、作業場所別(架空区間、地下区間、局舎内等)に、その内訳や経年での変化等を確認することは、費用の適正性を検証する上で有効であると考え、総務省殿におかれましては、上述のように費用の内訳・経年変化を NTT 東西殿から提示頂いた上で検証して頂きたいと思っております。

2. 専用線等の情報の早期開示

NTT 東西殿より、専用線に係る需要や費用について、昨年 10 月末に情報開示頂き、予見性確保

の観点で有効であったと考えます。つきましては、来年度も引き続き、可能な限り早期に専用線に関する情報開示についてご対応頂けますようお願いいたします。

また、メガデータネットについても、専用線同様、接続料が急激に上昇しているため、予見性確保の観点から、来年度から情報の早期開示の対象としてご対応をお願いしたいと考えます。

3. 中継ダークファイバの経済的耐用年数見直し

現在の中継ダークファイバの経済的耐用年数は、LRIC モデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定されていますが、長期増分費用モデル研究会において光ケーブルの経済的耐用年数が見直された[※]ため、早期に中継ダークファイバ接続料算定に用いる経済的耐用年数も見直すべきと考えます。

4. 光屋内配線の使用年数調査結果の公表

平成 26 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申の考え方 6 において、光屋内配線の利用期間に関して「NTT東西において、まずは平成26年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。」との見解が示されています。しかし、今回申請された平成 27 年度の光屋内配線加算額の算定では、見直しは行われておらず従来の年数(10 年)が使用されており NTT 東西殿の説明では、利用実態を継続調査中とのことでした。調査の結果及び見直し有無についていつ公表されるのか、その見直しについて、ご教示頂きたいと考えます。

※平成 27 年 1 月「長期増分費用モデル研究会」報告書 P.42 で、「最新の撤去実績に基づき推計を行った架空17.6年、地下23.7年とすることが適当である。」と記載されています。

以上

意見書

平成 27 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 420-0034

(ふりがな) しずおかけんしずおかしかおいくときわちょうにちょうめ ぼんち
住所 静岡県静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8

(ふりがな) かぶしがいしゃとーかい
氏名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ

だいひやとりしまりやくしやちやう ときた かつひこ
代表取締役社長 鴫田 勝彦

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 27 年 1 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

「電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案」について、以下の通り弊社の意見を申し上げます。

・ ドライカップ及びラインシェアリングの接続料について

今般、NTT 東西より認可申請された平成 27 年度接続料は、平成 25 年 5 月に公表された「メタル回線のコストの在り方について 報告書」の提言を踏まえてメタルケーブルの耐用年数等の見直しが反映された結果等により、ドライカップについては平成 26 年度よりも低減しラインシェアリングについては微増しました。現行の接続料の算定方式ではメタル回線の需要の減少等に伴い中長期的にドライカップ及びラインシェアリングの接続料が上昇していくことは必至ですが、その上昇分を利用者へ転嫁することは困難であり、接続料の上昇の程度によっては事業者の収益が圧迫されサービスの提供が困難となる場合も考えられます。よって、今後光コラボレーション等により光ファイバ利用が促進されても一定程度のメタル回線の利用者が残ること、光ファイバの未整備地域が残ることが想定されるため、メタル回線のコストについては引き続き適時適切な対応の検討を進めていくことが必要です。

以上